

HCV又はHIVに汚染された血液等に接觸した場合における療養補償の取扱いについて

HCV又はHIVに汚染された血液等に接觸した場合における療養補償の取扱いについて

○ HCV又はHIVに汚染された血液等に接觸した場合における療養補償の取扱いについて

(平成6年1月31日地基企第5号)  
(各支部長あて企画課長)

第1次改正 平成16年3月31日地基企第29号

標記については、地方公務員災害補償法第27条に規定する療養の範囲に關し、  
下記のとおり取り扱うこととしたので、その実施に遺漏のないように願います。

記

1 HCV (C型肝炎ウイルス) に汚染された血液等に接觸した場合

① 病院、保健所、研究所等に勤務する職員（以下「医療従事者等」という。）  
が、HCVに汚染された血液等を含む注射針等（感染性廃棄物を含む。）に  
より手指等を公務（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第55条に  
規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。）上受傷した場合  
又は医療従事者等の既存の負傷部位、眼球等に公務に起因して当該血液等が  
付着した場合において、当該受傷又は血液等の付着（1の②において「受傷  
等」という。）の後、その部位に洗浄、消毒等の処置が行われたときは、当  
該処置を療養補償の対象とするものとする。

なお、感染性廃棄物とは、「感染性病原体（人が感染し、又は感染するお  
それのある病原体）が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのお  
それのある廃棄物」（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年  
9月23日政令第300号）別表第1）をいう。（第1次改正・一部  
② 受傷等の後、HCV抗体検査等の検査（受傷等の直後に行われる検査を含  
む。）が行われた場合には、当該検査を療養補償の対象とするものとする。  
ただし、受傷等以前から既にHCVに感染していたことが判明している場合  
のほか、受傷等の直後に行われた検査により、当該受傷等以前からHCVに  
感染していたことが明らかとなった場合には、その後の検査は療養補償の対  
象としないものとする。

2 HIV (ヒト免疫不全ウイルス) に汚染された血液等に接觸した場合